

現 行	改正後
（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第十一条 子（規程第六条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第二十一条において同じ。）のある会計年度任用職員（一週間当たりの勤務日（正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数が三日以上の会計年度任用職員であって、交通局に引き続き在職した期間が一年以上であるものに限る。以下この条において同じ。）又は規程第六条の二第四項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限については、一般職員について定められているものの例による。 （短期介護休暇） 第二十四条 短期介護休暇は、規程第六条の二第四項に規定する配偶者等（第二十七条第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により五日間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「短期要介護者」という。）の介護又は短期要介護者の通院等の付添い、短期要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の短期要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（短期要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）以内の必要な日数とする。 2 〔略〕 <u>〔新設〕</u>	（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限） 第十一条 子（規程第六条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第二十一条及び第二十七条第二項において同じ。）のある会計年度任用職員（一週間当たりの勤務日（正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数が三日以上の会計年度任用職員であって、交通局に引き続き在職した期間が一年以上であるものに限る。以下この条において同じ。）又は規程第六条の二第四項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する会計年度任用職員の深夜勤務及び正規の勤務時間を超える勤務の制限については、一般職員について定められているものの例による。 （短期介護休暇） 第二十四条 短期介護休暇は、規程第六条の二第四項に規定する配偶者等（第二十八条第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により五日間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「短期要介護者」という。）の介護又は短期要介護者の通院等の付添い、短期要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の短期要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合において与えるものとし、その日数は、一年度を通じ五日（短期要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）以内の必要な日数とする。 2 〔略〕 <u>（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）</u> 第二十七条 管理者は、仙台市職員の育児休業等に関する規則（平成四年仙台市規則第四十二号）第五条の五第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号、次条第一項及び第二十九条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 三 仙台市職員の育児休業等に関する規則第五条の五第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 管理者は、三歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じな

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第二十七条 管理者は、会計年度任用職員が管理者に対し、その配偶者等が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) 第二十八条 管理者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略] (有給の休暇等) 第二十九条 [略] (管理者が定める会計年度任用職員の勤務時間等) 第三十条 [略] (実施細目) 第三十一条 [略]	<u>なければならない。</u> 二 <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> 三 <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 三 <u>対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等) 第二十八条 管理者は、会計年度任用職員が管理者に対し、その配偶者等が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該会計年度任用職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) 第二十九条 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 [一～三 略] (有給の休暇等) 第三十条 [略] (管理者が定める会計年度任用職員の勤務時間等) 第三十一条 [略] (実施細目) 第三十二条 [略]
---	---

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)